

大分県報

目次

告示

包括外部監査契約の締結	一
指定納付受託者の指定	一
自動車税種別割に係る徴収金の収納事務の委託	二
令和四年度大分県新規学卒者実態統計調査の実施	二
生活保護法等による医療機関の指定	三
生活保護法等による指定医療機関の廃止	三
青少年に有害な図書等の指定	四
大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	四
大分県林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	四
大分県沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	五
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧	五
林業種苗法による生産事業者の登録（二件）	五
大分都市計画大分港臨港地区内の分区の指定に関する告示の一部改正	五
公安委員会告示	六
乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意（四件）	六
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）	二
一般競争入札の実施	一五
令和四年度大分県調理師試験の実施	一七
土地改良区の役員の退任	一八
令和四年度狩猟免許試験の実施	一八
総合評価一般競争入札の実施	二〇

令和四年四月一日

告示

大分県告示第百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和四年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 包括外部監査契約の期間の始期

令和四年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算するものとする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 吉富健太郎

住所 大分市明野南一丁目三十四番三十四号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払とする。

大分県告示第百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和四年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 指定納付受託者の名称及び所在地

名称

所在地

指定をした日

三井住友カード株式会社

大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番十五号

令四・四・一

株式会社大分カード

大分市中央町二丁目九番二十二号

〃

PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町一番三号

〃

大分県報（告示）

一

<p>楽天ペイメント株式会社</p>	<p>東京都港区港南二丁目十六番五号NB F品川タワー</p>	<p>〃</p>
<p>株式会社メルペイ</p>	<p>東京都港区六本木六丁目十番一号六本 木ヒルズ森タワー</p>	<p>〃</p>
<p>株式会社エム・ピー・ソリュ ーション</p>	<p>東京都港区虎ノ門二丁目十番四号オー クラプレステージタワー八階</p>	<p>〃</p>
<p>GMOペイメントゲートウエ イ株式会社</p>	<p>東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号</p>	<p>〃</p>
<p>SBペイメントサービス株式 会社</p>	<p>東京都港区海岸一丁目七番一号東京ポ ートシティ竹芝オフィスタワー</p>	<p>〃</p>
<p>二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等 キャッシュレス決済の方法により納付する手数料、使用料及び諸収入 三 指定期間 指定をした日から令和五年三月三十一日まで</p>		
<p>大分県告示第百六十三号 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、 次のとおり自動車税種別割（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金の 収納の事務を委託した。 令和四年四月一日</p>		
<p>一 受託者の名称及び所在地</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>〃</p>
<p>名 称</p>	<p>所在地</p>	<p>委託の内容</p>
<p>地銀ネットワークサービス株 式会社</p>	<p>東京都中央区日本橋本石町四丁目六番 七号</p>	<p>収納事務のとりま め</p>
<p>株式会社しんきん情報サービ ス</p>	<p>東京都港区港南一丁目八番二十七号</p>	<p>直営店舗及び加盟店 舗における収納事務</p>
<p>株式会社セイコーマート</p>	<p>北海道札幌市中央区南九条西五丁目四 百二十一番地</p>	<p>〃</p>
<p>株式会社セブンイレブン・ ジャパン 山崎製パン株式会社 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 株式会社ローソン ピリングシステム株式会社 PayPay株式会社 LINE Pay株式会社</p>		
<p>二 委託期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで</p>		
<p>大分県告示第百六十四号 大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県新規学卒者 実態統計（県基幹統計第八号）を作成するため、令和四年度大分県新規学卒者実態統計調査 を次のとおり実施する。 令和四年四月一日</p>		
<p>一 調査の目的 県内の新規学卒者の進学、就職等の進路状況を県内及び県外別に調査し、卒業者の流動 状況を明らかにすることを目的とする。 二 調査の範囲 県内にある大学、短期大学、高等専門学校、専門課程を有する専修学校及び高等学校の</p>		
<p>大分県知事</p>	<p>広 瀬 勝 貞</p>	<p>〃</p>

令和三年度間の卒業者

三 調査事項

- 1 大学、短期大学、高等専門学校及び専門課程を有する専修学校
進学者数並びに就職先の地域別及び産業別の就職者数
- 2 高等学校
進学先別の進学者数及び就職先の地域別の就職者数

四 調査の期日

令和四年五月一日現在によつて行う。

五 調査の方法

別に定める調査票を用いて行う。

六 その他

この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。

大分県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
矢野歯科クリニック	医療法人EMH	豊後大野市三重町赤嶺一〇九二番地二五	令 四・一・一
訪問看護ステーション偕楽園	社会福祉法人亀鶴会	別府市大字南立石二二七〇番地の二二	令 四・一・一
大分県勤労者医療生活協同組合佐伯診療所	大分県勤労者医療生活協同組合	佐伯市中の島一丁目一四番二二号	令 四・二・一七
宇佐中央内科病院	医療法人徳和会	宇佐市大字江須賀四〇四六番地一	令 四・三・一

あそう調剤薬局
高砂店

有限会社バルマ
コン

豊後大野市三重町市場一三五の一

令 四・二・一

有限会社臼杵薬局
豊田町支店

有限会社臼杵薬局

中津市豊田町一丁目七三八

令 四・三・一

（有）きたご調剤薬局
中央店

有限会社きたご調剤薬局

日田市中央二丁目六番四〇号

令 四・三・一

（有）さとう薬局

有限会社さとう薬局

宇佐市大字江須賀四〇四〇番地の七

令 四・三・一

くろーばー薬局

株式会社大一薬品

別府市北浜二一五―八

令 四・三・一

永富調剤薬局市
浜店

株式会社永富調剤薬局

臼杵市大字市浜六七〇番一

令 四・三・一

有限会社熊仁寿
堂薬局

有限会社熊仁寿堂薬局

宇佐市大字尾永井二九三

令 四・三・一

たていし薬局本
店

有限会社たていし薬局

別府市鶴見町六一

令 四・三・一

たかだ調剤薬局
香々地店

株式会社たかだ調剤薬局

豊後高田市見目三九三〇番地一

令 四・三・一

訪問看護ステーション長門

社会医療法人長門莫記念会

佐伯市鶴岡町一丁目六番三号

令 三・七・一

大分県告示第百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
矢野歯科クリニック	矢野 英次	豊後大野市三重町市場一五三七―一	令 四・一・一
ファン薬局別府医療センター前	株式会社ファンメディアカル	別府市内竈一六一―二	令 四・二・一〇
中島眼科	中島 初子	宇佐市大字東高家二二〇九―六	令 四・三・二〇

大分県告示第百六十七号

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	名	発行所名等	指定理由
令四・三・八	雑誌	実話ナツクルズ 月刊二・三月合併号	(株)大洋図書	著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	裏モノJAPAN 三月号	(株)鉄人社	

大分県告示第百六十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

令和四年四月一日

一 受託者の名称及び住所	大分県知事 広 瀬 勝 貞
二 委託の期間	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
大分県信用農業協同組合連合会	大分市舞鶴町一丁目四番一五号

大分県告示第百六十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の名称及び住所	大分県知事 広 瀬 勝 貞
二 委託の期間	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
大分県森林組合連合会	大分市花園二丁目六番五一号
西高森林組合	豊後高田市大字鼎三二二番地
国東森林組合	国東市国東町小原四四三番地の一
別杵速見森林組合	杵築市山香町大字内河野二七八番地の六
おおいた森林組合	由布市庄内町大龍一七一―番地の一
白津関森林組合	白杵市板知屋字大寺浦一二五七番地の一
佐伯広域森林組合	佐伯市宇目大字南田原二八三番地の二
大野郡森林組合	豊後大野市三重町菅生一二三番地
竹田市森林組合	竹田市大字飛田川二二四六番地の七
玖珠郡森林組合	玖珠郡玖珠町大字大隈一九九番地の一
日田市森林組合	日田市大字庄手八五〇番地の五
日田郡森林組合	日田市天瀬町五馬市三〇〇番地
山国川流域森林組合	中津市山国町字曾六九六番地一
字佐地区森林組合	字佐市安心院町田ノ口二五〇番地
大分県木材協同組合連合会	大分市王子港町一番一七号
日田木材協同組合	日田市大字東有田字新山二七七六番地の六
大分県造林素材生産事業協同組合	大分市弁天一丁目一番二三号

大分県告示第百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の名称及び住所

名 称 住 所

大分県漁業協同組合 大分市府内町三丁目五番七号

二 委託の期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

大分県告示第百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事 業 名

地 区 名

縦 覧 期 間

縦 覧 場 所

県営経営体育成基盤整備事業
（区画整理）

西溝井地区

令四・四・一から
令四・四・二一まで

杵築市役所

大分県告示第百七十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

豊第七号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社堀木材

竹田市萩町馬場四百八十七番地七

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

株式会社堀木材

竹田市萩町馬場四百八十七番地七

大分県告示第百七十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

西部第九十一号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

穴 井 俊一朗

日田市天瀬町桜竹八百七十七番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

坂本樹苗園

日田市天瀬町

大分県告示第百七十四号

大分都市計画大分港臨港地区内の分区の指定に関する告示（昭和五十二年大分県告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月一日

大分県報（告示）

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一の項の(一)中「二九〇〇の一〇の一部」の下に「二九〇〇の一四」を、「及び二九一五」の下に「、大字駄原字豊久北浦二八九六の四の一部、二八九六の五から二八九六の七まで、二八九七の二、二九〇〇の四の一部、二九〇五の六の一部、二九〇五の七の一部、二九〇五の八の一部、二九〇五の九の一部、二九〇七の二の一部、二九〇七の三及び二九〇八の二から二九〇八の三まで」を加え、同項に次のように加える。

(七) 大在地区

大分市大字大在一番から七番までの区域

二の項の(一)中「大字駄の原字豊久北浦二八九九、二九〇五の五から二九〇五の八まで、」を「大字駄原字豊久北浦二八九九の一、二八九九の二、二九〇三、二九〇四、二九〇五の八及び」に改める。

三の項の(一)中「二九〇〇の一の一部」を削り、「二九〇五の四、二九〇六の一の一部、二九〇六の二」を「二九〇五の四の一部、二九〇五の五、二九〇五の六の一部、二九〇六の二の一部」に改め、「及び二九〇九」の下に「並びに大字勢家字春日浦八四三の一五六」を加える。

四の項の(一)中「二八九六の四の一部、二八九六の五、二八九六の六、二八九七の二、二九〇〇の一の一部、二九〇〇の四の一部」を「二九〇〇の一、二九〇五の四の一部、二九〇五の六の一部、二九〇五の七の一部」に、「二九〇六の一の一部」を「二九〇五の二の一部、二九〇五の三の一部、二九〇六の一、二九〇六の二の一部」に改め、「二九〇七の三、二九〇八の二から二九〇八の三まで」を削る。

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第34号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定により、大分市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に係のある者と合意した。

令和四年四月一日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり

- 2 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
大分市が定めたふれあい交通運送事業実施要綱第5条の規定による運行業務の委託を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

大分バス株式会社と前記2に規定する各運送事業者との運行時刻等についての調整別表

停留所の名称	所在地	合意日
1 判田局前(上り)	大分市大字中判田	令和4年3月14日
2 判田局前(下り)	大分市大字中判田	
3 判田中学校前(上り)	大分市大字中判田	
4 判田中学校前(下り)	大分市大字中判田	
5 新良橋(上り)	大分市判田台北四丁目	
6 新良橋(下り)	大分市判田台北四丁目	
7 判田橋(上り)	大分市大字中判田	
8 判田橋(下り)	大分市大字中判田	
9 戸次(上り)	大分市大字中戸次	
10 戸次(下り)	大分市大字中戸次	
11 中津留(上り)	大分市大字中戸次	
12 中津留(下り)	大分市大字中戸次	
13 川久保(上り)	大分市大字鶴野	
14 川久保(下り)	大分市大字鶴野	
15 寒田南町二丁目(上り)	大分市寒田南町二丁目	
16 寒田南町二丁目(下り)	大分市大字寒田	
17 福城寺前	大分市大字野津原	
18 坂の市(上り)	大分市坂ノ市中央三丁目	
19 坂の市(下り)	大分市坂ノ市中央一丁目	
20 浜入口(上り)	大分市竹下一丁目	
21 浜入口(下り)	大分市大在浜一丁目	

22	坂の市小学校前 (上り)	大分市久原南一丁目
23	坂の市小学校前 (下り)	大分市久原中央一丁目
24	鶴崎 (上り)	大分市南鶴崎三丁目
25	鶴崎 (下り)	大分市中鶴崎二丁目
26	森中村 (上り)	大分市大字森
27	森中村 (下り)	大分市大字森
28	国宗	大分市東鶴崎三丁目
29	堂園	大分市大字園園
30	城南センター前 (上り)	大分市大字永興
31	城南センター前 (下り)	大分市大字永興
32	大石町一丁目 (上り)	大分市田中町一丁目
33	大石町一丁目 (下り)	大分市田中町二丁目
34	久保 (上り)	大分市角子原一丁目
35	久保 (下り)	大分市大在北一丁目
36	曙台入口 (上り)	大分市大字城原
37	曙台入口 (下り)	大分市大字城原
38	馬場 (上り)	大分市大字馬場
39	馬場 (下り)	大分市大字馬場
40	神崎中学校前 (東側)	大分市大字本神崎
41	神崎中学校前 (西側)	大分市大字本神崎
42	大志生木	大分市大字志生木
43	宮河内団地入口	大分市大字宮河内

大分県公安委員会告示第35号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第44条第2項第2号の規定により、佐伯市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和4年4月1日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

- 別表のとおり
- 2 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
佐伯市が道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第78条第2号に規定する自家所有旅客運送の用に供する自動車
 - 3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

大分バス株式会社及び大野竹田バス株式会社と佐伯市との運行時刻等についての調整

別表

停留所の名称	所在地	合意日
1 中の谷橋 (上り)	佐伯市弥生大字尺間	令和4年3月14日
2 中の谷橋 (下り)	佐伯市弥生大字尺間	
3 川中 (上り)	佐伯市弥生大字尺間	
4 川中 (下り)	佐伯市弥生大字尺間	
5 年の神	佐伯市弥生大字尺間	
6 黒土	佐伯市弥生大字尺間	
7 尺間登山口 (上り)	佐伯市弥生大字尺間	
8 尺間登山口 (下り)	佐伯市弥生大字尺間	
9 上河原 (上り)	佐伯市弥生大字大坂本	
10 上河原 (下り)	佐伯市弥生大字大坂本	
11 元田	佐伯市弥生大字大坂本	
12 植松 (上り)	佐伯市弥生大字大坂本	
13 植松 (下り)	佐伯市弥生大字大坂本	
14 木の瀬 (上り)	佐伯市弥生大字井崎	
15 木の瀬 (下り)	佐伯市弥生大字井崎	
16 石丸 (上り)	佐伯市弥生大字井崎	
17 石丸 (下り)	佐伯市弥生大字井崎	
18 養護老人ホームながと前 (上り)	佐伯市弥生大字井崎	
19 養護老人ホームながと前 (下り)	佐伯市弥生大字井崎	
20 畑木 (上り)	佐伯市弥生大字上小倉	
21 畑木 (下り)	佐伯市弥生大字上小倉	
22 道の駅やよい前 (上り)	佐伯市弥生大字上小倉	

23	道の駅やよい前（下り）	佐伯市弥生大字上小倉	
24	小田（上り）	佐伯市弥生大字小田	
25	小田（下り）	佐伯市弥生大字小田	
26	番匠（上り）	佐伯市弥生大字小田	
27	番匠（下り）	佐伯市弥生大字小田	
28	下小倉	佐伯市弥生大字小田	
29	櫻野入口	佐伯市大字上岡	
30	上岡（上り）	佐伯市大字上岡	
31	上岡（下り）	佐伯市大字上岡	
32	一本松（上り）	佐伯市大字鶴望	
33	一本松（下り）	佐伯市大字鶴望	
34	下川成（上り）	佐伯市大字鶴望	
35	下川成（下り）	佐伯市大字鶴望	
36	コスモタウン（上り）	佐伯市鶴岡西町二丁目	
37	コスモタウン（下り）	佐伯市鶴岡西町二丁目	
38	西田病院	佐伯市鶴岡西町二丁目	
39	上津川	佐伯市本匠大字上津川	
40	竹ノ下（本匠）	佐伯市本匠大字上津川	
41	虫月	佐伯市本匠大字堂ノ間	
42	鹿測	佐伯市本匠大字堂ノ間	
43	板屋松葉	佐伯市本匠大字堂ノ間	
44	板屋（本匠）	佐伯市本匠大字堂ノ間	
45	堂ノ間グラウンド前	佐伯市本匠大字堂ノ間	
46	因尾出張所前	佐伯市本匠大字堂ノ間	
47	日平センター前	佐伯市本匠大字因尾	
48	羽木川	佐伯市本匠大字因尾	
49	松内	佐伯市本匠大字因尾	
50	井ノ上（本匠）	佐伯市本匠大字井ノ上	
51	井ノ上公民館前	佐伯市本匠大字井ノ上	
52	楠木	佐伯市本匠大字井ノ上	
53	小半入口	佐伯市本匠大字小半	
54	小半	佐伯市本匠大字小半	
55	大水車の郷入口	佐伯市本匠大字小半	
56	小川入口	佐伯市本匠大字波寄	
57	高山（本匠）	佐伯市本匠大字波寄	
58	荒瀬	佐伯市本匠大字波寄	
59	本匠振興局前	佐伯市本匠大字波寄	
60	本匠地区公民館前	佐伯市本匠大字宇津々	
61	松ヶ迫	佐伯市本匠大字宇津々	
62	長野（本匠）	佐伯市本匠大字笠掛	
63	笠掛（上り）	佐伯市本匠大字笠掛	
64	笠掛（下り）	佐伯市本匠大字笠掛	
65	スボーツ公園前（本匠）（上り）	佐伯市本匠大字笠掛	
66	スボーツ公園前（本匠）（下り）	佐伯市本匠大字笠掛	
67	風戸入口（上り）	佐伯市本匠大字笠掛	
68	風戸入口（下り）	佐伯市本匠大字笠掛	
69	権現	佐伯市弥生大字山梨子	
70	白山（弥生）	佐伯市弥生大字山梨子	
71	谷口	佐伯市弥生大字山梨子	
72	山梨子入口	佐伯市弥生大字山梨子	
73	山田内	佐伯市弥生大字上小倉	
74	中津留入口	佐伯市宇目大字小野市	
75	櫓の木	佐伯市宇目大字小野市	
76	小野市保育所前	佐伯市宇目大字小野市	
77	新徳寺	佐伯市宇目大字小野市	
78	小野市	佐伯市宇目大字小野市	
79	井手野津留	佐伯市宇目大字小野市	
80	くわ津留	佐伯市宇目大字小野市	
81	家畜市場	佐伯市宇目大字小野市	
82	地藏前（宇目）	佐伯市宇目大字千束	

83	緑豊中学校前 (上り)	佐伯市字目大字千束		113	神の原橋	佐伯市直川大字上直見	
84	緑豊中学校前 (下り)	佐伯市字目大字千束		114	直川中学校前 (上り)	佐伯市直川大字上直見	
85	緑豊小学校入口 (上り)	佐伯市字目大字千束		115	直川中学校前 (下り)	佐伯市直川大字赤木	
86	緑豊小学校入口 (下り)	佐伯市字目大字千束		116	直川振興局入口 (上り)	佐伯市直川大字赤木	
87	上千束	佐伯市字目大字千束		117	直川振興局入口 (下り)	佐伯市直川大字赤木	
88	千束 (字目)	佐伯市字目大字千束		118	直川駅前 (上り)	佐伯市直川大字上直見	
89	柿木	佐伯市字目大字千束		119	直川駅前 (下り)	佐伯市直川大字上直見	
90	花木	佐伯市字目大字塩見園		120	向船場 (上り)	佐伯市直川大字上直見	
91	塩見園	佐伯市字目大字塩見園		121	向船場 (下り)	佐伯市直川大字上直見	
92	内田 (字目)	佐伯市字目大字塩見園		122	宮の下 (直川)	佐伯市直川大字上直見	
93	仲山	佐伯市字目大字大平		123	中津留 (直川)	佐伯市直川大字上直見	
94	大原 (字目) (上り)	佐伯市字目大字大平		124	河内入口 (直川)	佐伯市直川大字上直見	
95	大原 (字目) (下り)	佐伯市字目大字大平		125	間庭 (上り)	佐伯市直川大字上直見	
96	ドライブイン前	佐伯市字目大字大平		126	間庭 (下り)	佐伯市直川大字上直見	
97	打水	佐伯市直川大字仁田原		127	水口入口	佐伯市直川大字上直見	
98	杭の内	佐伯市直川大字仁田原		128	道越入口 (上り)	佐伯市直川大字下直見	
99	柵ヶ原	佐伯市直川大字仁田原		129	道越入口 (下り)	佐伯市直川大字下直見	
100	下城	佐伯市直川大字仁田原		130	直見駅前	佐伯市直川大字下直見	
101	岸の上	佐伯市直川大字仁田原		131	下の口 (上り)	佐伯市直川大字下直見	
102	上の地	佐伯市直川大字仁田原		132	下の口 (下り)	佐伯市直川大字下直見	
103	袖の原	佐伯市直川大字仁田原		133	提内 (上り)	佐伯市弥生大字江良	
104	大石	佐伯市直川大字横川		134	提内 (下り)	佐伯市弥生大字江良	
105	庵の木	佐伯市直川大字横川		135	江良 (上り)	佐伯市弥生大字江良	
106	尾ノ上	佐伯市直川大字横川		136	江良 (下り)	佐伯市弥生大字江良	
107	又江	佐伯市直川大字横川		137	上祇園	佐伯市弥生大字江良	
108	大津留 (直川)	佐伯市直川大字横川		138	祇園	佐伯市弥生大字江良	
109	月形 (直川)	佐伯市直川大字横川		139	久土入口	佐伯市弥生大字江良	
110	羽木入口	佐伯市直川大字横川		140	上門田 (上り)	佐伯市弥生大字江良	
111	大鶴	佐伯市直川大字仁田原		141	上門田 (下り)	佐伯市弥生大字江良	
112	大鶴入口	佐伯市直川大字仁田原		142	門田 (弥生) (上り)	佐伯市弥生大字門田	

143	門田（弥生）（下り）	佐伯市弥生大字門田		173	土井	佐伯市大字木立	
144	鶴見地区公民館前（上り）	佐伯市鶴見大字沖松浦		174	須留木	佐伯市大字木立	
145	鶴見地区公民館前（下り）	佐伯市鶴見大字沖松浦		175	津志河内橋	佐伯市大字木立	
146	宮ノ浦	佐伯市米水津大字宮野浦		176	茶屋ヶ鼻（蒲江・米水津線）	佐伯市上灘区	
147	水産基地前	佐伯市米水津大字色利浦		177	蛇崎（上り）	佐伯市大字池田	
148	色宮小学校入口	佐伯市米水津大字色利浦		178	蛇崎（下り）	佐伯市大字池田	
149	古庵	佐伯市米水津大字色利浦		179	蛇崎西（上り）	佐伯市大字池田	
150	色利	佐伯市米水津大字色利浦		180	蛇崎西（下り）	佐伯市大字池田	
151	宮の下	佐伯市米水津大字色利浦		181	池船（上り）	佐伯市池船町	
152	大内浦	佐伯市米水津大字色利浦		182	池船（下り）	佐伯市池船町	
153	米水津中学校前（上り）	佐伯市米水津大字浦代浦		183	船頭町（上り）	佐伯市船頭町	
154	米水津中学校前（下り）	佐伯市米水津大字浦代浦		184	船頭町（下り）	佐伯市向島二丁目	
155	田鶴音	佐伯市米水津大字浦代浦		185	広小路（上り）	佐伯市大手町二丁目	
156	小浦	佐伯市米水津大字小浦		186	広小路（下り）	佐伯市向島二丁目	
157	栗嶋神社前	佐伯市米水津大字小浦		187	大手前	佐伯市大手町二丁目	
158	壑の浦	佐伯市米水津大字小浦		188	内町入口	佐伯市城下東町	
159	竹の浦	佐伯市米水津大字竹野浦		189	中央通り一丁目	佐伯市中村西町	
160	潮月寺下	佐伯市米水津大字竹野浦		190	中央通り二丁目	佐伯市中村北町	
161	久保浦（米水津）	佐伯市米水津大字浦代浦		191	中央通り三丁目	佐伯市常盤西町	
162	米水津小学校前	佐伯市米水津大字浦代浦		192	中央通り四丁目	佐伯市常盤西町	
163	浦代東	佐伯市米水津大字浦代浦		193	税務署前	佐伯市蟹田	
164	浦代	佐伯市米水津大字浦代浦		194	平野入口	佐伯市駅前二丁目	
165	木場	佐伯市米水津大字浦代浦		195	佐伯駅	佐伯市駅前二丁目	
166	松浦越	佐伯市大字木立		196	西野浦東	佐伯市蒲江大字西野浦	
167	大野（木立）	佐伯市大字木立		197	西集会場前	佐伯市蒲江大字西野浦	
168	原（木立）（上り）	佐伯市大字木立		198	越ノ浦	佐伯市蒲江大字西野浦	
169	原（木立）（下り）	佐伯市大字木立		199	久保浦（蒲江）	佐伯市蒲江大字竹野浦	
170	岡（木立）	佐伯市大字木立		200	東中浜（蒲江）	佐伯市蒲江大字竹野浦	
171	岡の下	佐伯市大字木立		201	河内（蒲江）	佐伯市蒲江大字竹野浦	
172	築良田	佐伯市大字木立		202	名護屋漁協前	佐伯市蒲江大字丸市尾浦	

203	田尾の下	佐伯市蒲江大字丸市尾浦
204	越田尾	佐伯市蒲江大字森崎浦
205	森崎	佐伯市蒲江大字森崎浦
206	イソターパーク前	佐伯市蒲江大字森崎浦
207	猪串	佐伯市蒲江大字猪串浦
208	福戸鼻	佐伯市蒲江大字猪串浦
209	小蒲江	佐伯市蒲江大字蒲江浦
210	小向	佐伯市蒲江大字蒲江浦
211	鷺谷住宅前	佐伯市蒲江大字蒲江浦
212	蒲江郵便局前	佐伯市蒲江大字蒲江浦
213	蒲江	佐伯市蒲江大字蒲江浦
214	共栄橋	佐伯市蒲江大字蒲江浦
215	中村入口	佐伯市蒲江大字蒲江浦
216	長津留	佐伯市蒲江大字蒲江浦
217	川井	佐伯市大字青山
218	市福所	佐伯市大字青山
219	棚野	佐伯市大字青山
220	竹角	佐伯市大字堅田
221	府坂	佐伯市大字堅田
222	下府坂	佐伯市大字堅田
223	石打	佐伯市大字堅田
224	波越入口	佐伯市大字堅田
225	西野入口	佐伯市大字堅田
226	波越	佐伯市大字堅田
227	泥谷	佐伯市大字堅田

大分県公安委員会告示第36号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、玖珠郡九重町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和4年4月1日		
大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子		
1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり		
2 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲 玖珠郡九重町が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家所有旅客運送の用に供する自動車		
3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項 亀の井バス株式会社、玖珠観光バス株式会社、日田バス株式会社及び九州産交バス株式会社と玖珠郡九重町との運行時刻等についての調整		
別表		
停留所の名称	所在地	合意日
1 牧の戸峠	玖珠郡九重町大字湯坪	令和4年3月14日
2 牧の戸温泉入口	玖珠郡九重町大字田野	
3 くじゅう温泉やまなみ荘前	玖珠郡九重町大字田野	
4 星生温泉	玖珠郡九重町大字田野	
5 寒の地獄	玖珠郡九重町大字田野	
6 九重登山口花山峠前	玖珠郡九重町大字田野	
7 くじゅう登山口（湯布院方面行）	玖珠郡九重町大字田野	
8 くじゅう登山口（熊本方面行）	玖珠郡九重町大字田野	
9 引治駅前	玖珠郡九重町大字引治	
10 万年山登山口	玖珠郡九重町大字引治	
11 南山田小学校	玖珠郡九重町大字引治	
12 九重IC	玖珠郡九重町大字右田	

大分県公安委員会告示第37号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、玖珠郡玖珠町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和4年4月1日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり

2 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
 玖珠郡玖珠町及び玖珠郡九重町が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車

3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

日田バス株式会社、玖珠観光バス株式会社及び大交タクシー有限会社と玖珠郡玖珠町及び玖珠郡九重町との運行時刻等についての調整

別表

停留所の名称	所在地	合意日
1 杉河内（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字山浦	令和4年3月14日
2 杉河内（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字山浦	
3 矢野釣（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
4 矢野釣（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
5 滝瀬（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
6 滝瀬（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
7 平川（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
8 平川（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
9 北山田小前	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
10 北山田小	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
11 北山田中前（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
12 北山田中前（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
13 北山田駅前（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
14 北山田駅前（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
15 谷の瀬（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
16 谷の瀬（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
17 中山田（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
18 中山田（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字戸畑	
19 くす温泉（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字山田	

20 くす温泉（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字山田
21 門出（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字山田
22 門出（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字山田
23 塚脇（中津方面行）	玖珠郡玖珠町大字塚脇
24 塚脇（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字塚脇
25 春日町（中津方面行）	玖珠郡玖珠町大字柳足
26 春日町（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字柳足
27 森中学校前	玖珠郡玖珠町大字柳足
28 柴町	玖珠郡玖珠町大字柳足
29 森中央小学校前（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字森
30 森中央小学校前（中津方面行）	玖珠郡玖珠町大字森
31 森横町	玖珠郡玖珠町大字森
32 八重垣（玖珠方面行）	玖珠郡玖珠町大字森
33 八重垣（中津方面行）	玖珠郡玖珠町大字森
34 下長野（九重方面行）	玖珠郡玖珠町大字塚脇
35 下長野（日田方面行）	玖珠郡玖珠町大字塚脇
36 玖珠町役場	玖珠郡玖珠町大字柳足
37 十文字（中津方面行）	玖珠郡玖珠町大字柳足

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七條の四第一項の規定に該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約

締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

(二) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(三) 国税又は都道府県税を滞納している者

(四) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

(五) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二

号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(六) 六の1の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

2 競争入札に参加することができる者は、基準日及び基準年度（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。

(一) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

(二) 技術者等要員の構成（基準日における入札参加資格の取得を希望する業務の実施に必要な要員の状況をいう。）

(三) セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の状況をいう。）

(四) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問合せ先

大分県総務部電子自治体推進室企画管理班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二〇七八

3 申請の時期

令和四年四月一日（金）から同月十五日（金）までとする。

四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を取得した日から、同日以後における最初の登録基準年（平成十六年及び同年以後の二年ごとの年）の三月三十一日までとする。

五 申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sankashikaku.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 令第六十七条の四第二項（令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(六)まで（(四)を除く。）に掲げる者に該当すると判明した場合

(三) 審査申請書、承継承認申請書、変更申請書又は変更届及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 休業若しくは廃業の届出又は登録された開発業務の全てを取り下げる届出を行った場合

2 知事は、1の(一)から(三)までの規定により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察文書管理システム用機器等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

<p>1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。</p> <p>(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者</p> <p>(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者</p> <p>(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者</p> <p>(五) 国税又は都道府県税を滞納している者</p> <p>(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）</p> <p>2 資格審査事項については、次のとおりとする。</p> <p>(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）</p> <p>(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）</p> <p>(三) 経営規模</p> <p>イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）</p> <p>ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）</p> <p>(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）</p> <p>(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）</p> <p>(六) その他知事が必要と認める事項</p> <p>三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等</p>	<p>1 申請の方法</p> <p>入札参加資格のない者で競争入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七―五〇六―二九五七</p> <p>3 申請の時期</p> <p>令和四年四月一日から同月二十八日までとする。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p> <p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続</p> <p>令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（令和四年七月に申請受付）を行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p> <p>三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手</p> <p>大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等</p> <p>1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合</p> <p>(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った</p>
--	---

<p>参考</p> <p>2 1の(1)から(3)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加を中止する旨の通知をするものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 業務名 大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務</p> <p>(2) 委託期間 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>(3) 業務実施場所 大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進室等</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る仕様書に基づき、物品等電子入札システムにより令和4年4月25日(月)午後5時までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。</p> <p>(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p>	<p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(5) 「大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務に係る仕様書」に規定する技術員を確保できることを証明するため、技術員経歴書(様式1-1、1-2、1-3、1-4)を提出した者であること。</p> <p>(6) 個人情報安全管理する能力として、プライバシーマークの付与を認定された者であること又はプライバシーマーク相当の個人情報保護のマネジメントシステムを構築・維持している者であることを証明したものであること。</p> <p>(7) 当該調達予定役務又はこれと同等の役務に係る契約履行実績があることを証明した者であること。</p> <p>(8) (5)から(7)までを証明する書類を令和4年4月25日(月)午後5時までに提出し、参加承認を受けたもの</p> <p>(9) この公告の日から開札までの間に、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>2(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和4年4月1日(金)から同月15日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県総務部電子自治体推進室企画管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2078 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班</p>
---	---

<p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2078</p> <p>(2) 日時 令和4年4月1日（金）から同月25日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班 (2) 提出期限 令和4年5月12日（木）午前9時 時間厳守</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限 物品等電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札を行う者は事前に5(1)の場所に報告すること。報告を行った者は5(1)の場所へ次の期間中に持参又は郵送により提出することを認める。 期間 自 令和4年4月1日（金）午前9時 至 令和4年5月12日（木）午前9時</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和4年5月12日（木）午前10時</p> <p>11 開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎本館41会議室 (2) 日 時 令和4年5月12日（木）午前10時 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいけないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。</p> <p>12 入札保証金 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により免除する。</p>	<p>13 契約保証金 大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>17 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary (1) Business content Software development and operation support, etc. Computer operation (2) Contract period From June 1, 2022 to March 31, 2023 (3) Work location 3-1-1 Ohte-machi, Oita-city, Oita Prefectural General Affairs Department Government System Electrization Office (4) Bidding date 10:00 am, May 12, 2022 (5) Management Bureau Address</p>
---	---

Oita Prefectural General Affairs Department Government System Electronization
Office
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501
TEL 097-506-2078

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定により、次のとおり調理師試験を実施する。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和四年十月二十九日（土曜日）

午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 場所 第一会場 大分商工会議所

大分市長浜町三丁目十五番十九号

第二会場 ソレイユ（一般社団法人大分県労働福祉会館）

大分市中央町四丁目二番五号

二 受験資格

次の学歴及び職歴の条件を満たしている者

1 学歴 (一) 中学校卒業以上の者

(二) 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校二年の課程の修了者又は調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこれらの者と同等の学力があると認められる者

2 職歴 調理師法施行規則第四条に定める左記施設で二年以上調理業務に従事した者

(一) 飲食店営業（旅館・簡易宿泊所を含む。喫茶店営業を除く。）

(二) 魚介類販売業（販売のみは除く。）

(三) そうざい製造業（煮物（つくだ煮を含む。）・焼物（炒め物を含む。）・揚げ物・蒸し物・酢の物又はあえ物を製造する営業）

(四) 複合型そうざい製造業（そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業）

(五) 寄宿舎、学校、病院等の給食施設（継続して一回二十食以上又は一日五十食以上の飲食物を調理して供与する施設）

三 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

四 提出書類

1 受験申請書

2 受験票・写真台帳

3 受験手数料の領収証書

4 受験票送付用封筒

5 卒業証明書

6 調理業務従事証明書

7 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ）

8 戸籍抄本等（該当者のみ） ※発行後六月以内のもの

9 国籍等表示のある住民票（外国籍の方のみ）

10 卒業証明書とその日本語訳（外国の学校で九年以上の課程を卒業した場合のみ）

11 学力認定書（日本の外国人入学校を卒業した場合及び外国における学校教育が九年未満の課程を卒業した場合のみ）

五 受験手続

受験に必要な書類を、令和四年五月九日（月曜日）から同年六月三日（金曜日）までの期間に、左記提出先に「簡易書留」で郵送すること。

提出先 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五 JACCビル五階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五

六 受験手数料及び納入方法

1 受験手数料 六千二百円

2 納入方法 受験案内に同封されている払込取扱票により、期間内に金融機関で納めること。

七 合格者の発表

令和四年十二月十六日（金曜日）午前十時

県庁舎本館一階県政展示ホール及び公益社団法人調理技術技能センターJACCビル二階掲示板に合格番号を掲示し、合格者には合格通知書を郵送する。

また、公益社団法人調理技術技能センターホームページに合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話による合否の確認及び回答は行わない。

八 試験及び試験結果の開示に関する問合せ先

令和四年四月一日

大分県報（公告）

公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五JACCビル五階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五 (平日九時から十七時まで)

FAX (〇三) 三六六七―一八六八

大分県福祉保健部健康づくり支援課管理・疾病対策班

住所 大分市大手町三丁目一番一号

電話番号 (〇九七) 五〇六一二六六三

FAX (〇九七) 五〇六一七三五

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、享保井路土地改良区（大分市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住 所
	高山 幸人	大分市大字田原一〇〇三番地
理事		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、次のとおり令和四年度狩猟免許試験を実施する。 令和四年四月一日		
一 試験の種類及び対象者		
種 類	対 象 者	
網猟免許試験	銃器及びわな使用以外の方法で狩猟を行う者	
わな猟免許試験	わなを使用して狩猟を行う者	
第一種銃猟免許試験	銃器を使用して狩猟を行う者	
第二種銃猟免許試験	空気銃又は圧縮ガスを使用する銃器を使用して狩猟を行う者	
二 試験の日時、場所等		
1 第一回試験		
(一) 第一種銃猟免許試験		
受験対象者	試験区分	日 時
大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十五日（土）午前九時から午後五時まで
大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十五日（土）午前九時から午後五時まで
大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十五日（土）午前九時から午後五時まで
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十五日（土）午前九時から午後五時まで
大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十五日（土）午前九時から午後五時まで
大分県北部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十五日（土）午前九時から午後五時まで
(二) わな猟免許試験		
受験対象者	試験区分	日 時
大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日（日）午前九時から午後五時まで
大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日（日）午前九時から午後五時まで
大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日（日）午前九時から午後五時まで
大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日（日）午前九時から午後五時まで
大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日（日）午前九時から午後五時まで
大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日（日）午前九時から午後五時まで
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日（日）午前九時から午後五時まで
大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日（日）午前九時から午後五時まで
大分県北部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日（日）午前九時から午後五時まで
場 所		
国東市国東町安国寺		
大分県国東総合庁舎		
大分市大手町		
大分県庁舎本館		
佐伯市長島町		
大分県佐伯総合庁舎		
竹田市大字竹田字山手		
大分県竹田総合庁舎		
日田市城町		
大分県日田総合庁舎		
宇佐市大字法鏡寺		
大分県宇佐総合庁舎		

3 第三回試験 (一) 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験	大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日(日) 午前九時から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
	大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日(日) 午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
	大分県北部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日(日) 午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎
2 第二回試験 (一) わな猟免許試験	大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日(日) 午前九時から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
	大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日(日) 午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
	大分県北部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十六日(日) 午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎
	大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月六日(土) 午前九時から午後五時まで	国東市国東町安国寺 大分県国東総合庁舎
	大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月六日(土) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
	大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月六日(土) 午前九時から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
三 狩猟免許申請書の受付期間及び受付時間 1 受付期間	受検対象者	試験区分	日 時	場 所
	県内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	十月二日(日) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
	二 網猟免許及びわな猟免許試験 受検対象者	知識試験 適性試験 技能試験	十月一日(土) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
四 受験手続 2 受付時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで(電子申請は二十四時間可能)	受検対象者	試験区分	日 時	場 所
	県内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	十月二日(日) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
	二 網猟免許及びわな猟免許試験 受検対象者	知識試験 適性試験 技能試験	十月一日(土) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
<p>紙申請と電子申請のいずれかを選んで申請すること。</p> <p>電子申請手続の詳細については大分県農林水産部森との共生推進室ホームページにて掲載する。</p> <p>受けようとする狩猟免許の種類(網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許)ごとに狩猟免許申請書に次の書類を添え、原則として申請者の住所地を管轄する</p>				

令和四年四月一日

大分県報(公告)

振興局に提出すること。

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し） 一部

2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

3 返信用封筒（八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）

4 住民票（個人番号の記載のないもの又は省略されているもの）一通又はマイナンバーカードの写し

五 狩猟免許申請手数料

狩猟免許申請手数料は、徴収しない。

六 受験票

1 狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を送付する。

2 試験当日は、必ず受験票を持参すること。

七 試験の内容

内 容

知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験

適性試験 視力、聴力及び運動能力

技能試験 猟具の取扱い、距離の目測（網猟免許及びわな猟免許試験を除く。）及び鳥獣の判別

注1 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験を免除する。

2 技能試験は、知識試験及び適性試験のいずれにも合格した者に対して行う。

3 試験当日欠席した者（三十分以上遅刻した者を含む。）に対する再試験等は一切行わない。また、受験票はあらかじめ記載された期日の試験のみ有効とする。

4 災害その他次に掲げるやむを得ない事由のため、狩猟免許の有効期間内の更新を受け

なかつた者については、その事由がやんだ日から起算して一月以内にその事由に該当する者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添え、住所地を管轄する振興局へ狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。

(一) 海外旅行をしていたこと。

(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。

(三) 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。

(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。

八 狩猟免許の交付

狩猟免許試験に合格した者に対して狩猟免許を交付する。

九 その他

1 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。

2 狩猟免許申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。

3 今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、国又は地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の延期や会場の変更などを行う場合がある。これらの事項について変更があった場合については、大分県農林水産部森との共生推進室ホームページに掲載するのので、適宜確認すること。

次とおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。

令和4年4月1日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達とする物品等の種類

大分県警察文書管理システム用機器等賃貸借契約

(2) 借入期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで（60か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入場所

大分県警察本部警務部情報管理課

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>ク 納入しようとする物品等の機器等リストを令和4年5月11日（水）午後5時45分までに大分県警察本部警務部警務課に提出し、精査を受け、回答を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和4年4月1日から同月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページ（https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html）よ</p>	<p>り申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部警務課 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2613</p> <p>(2) 日時 令和4年4月1日から同年5月11日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和4年5月20日（金）午前10時。ただし、郵送（書留郵便）の場合は、同月19日（木）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館10階会議室</p> <p>(2) 日時 令和4年5月20日（金）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合において、再度の場、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p>
--	--

<p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所</p> <p>4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時</p> <p>4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 入札説明書別紙「提案書評価基準」の各項目について、提案内容の評価に応じて上限の範囲内で加算し、技術点（300点満点）とする。</p> <p>(2) 入札価格について次の式により算出し、価格点（100点満点）とする。</p> $\text{価格点} = \text{満点の価格点} (100点) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$ <p>(3) 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、「提案書評価基準」の各項目の全てについて基準を満たし、かつ、技術点と価格点の合計点が最も高いものを契約の相手方とする。</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者であること。</p> <p>イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者であること。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者のうち、合計点が次に高いものを落札者とする場合がある。</p>	<p>(4) 落札となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項</p> <p>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があつた場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Terminal equipment and others complete set for Oita Prefectural Police Document management system</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 am. 20 May 2022</p> <p>(3) Office Affairs Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
--	---